

〈別表Ⅰ〉

職 員 配 置 体 制

職 種	員 数	職 務 内 容
管理者	1名	管理者は、従業者及び業務の実施状況の把握、その他業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定される指定特定入居者生活介護の実施に関し、従業者に対し遵守すべき事項について指揮命令を行う。
生活相談員	1名以上 (常勤換算)	生活相談員は、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、利用者の社会生活に必要な支援を行う。
介護職員	1名以上 (常勤換算)	介護職員は、利用者の心身の状態に応じ、利用者の自立と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
看護職員	1名以上 (常勤換算)	看護職員は、常に利用者の心身の状態に注意するとともに健康管理のための適切な措置を行う。
機能訓練指導員	1名以上	機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う。
計画作成担当者	1名以上	計画作成担当者は、利用者又は家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、他の特定施設従業者と協議の上、サービスの目標、サービスの内容等を盛り込んだサービス計画を作成する。

※介護職員及び看護職員の合計数は、常勤換算方法で、要介護者である利用者の数が3又はその端数を増すごとに1以上とする。

従業者の健康診断の実施状況	あ り
---------------	-----

この別表Ⅰは、平成29年10月 1日から運用する。

この別表Ⅰは、平成31年 2月 1日改正 運用

この別表Ⅰは、令和 5年 8月 1日改正 運用